

令和2年度

第2回秋田県農山村ふるさと保全検討委員会

【資料1】

その他必要な事項

令和2年度「守りたい秋田の里地里山50」推薦地域について

1 募集期間

募集要領第7の1のとおり、令和2年4月10日(金)から7月10日(金)まで実施

2 応募地域数

2市から合計2地域(推薦)

(内訳)

I. 自薦 2地域

上羽立地域(北秋田市)、上田沢地域(仙北市)

II. 他薦 (なし)

3 現地の確認

○募集要領第5の1により県が現地を確認(全地域)

応募期間終了後(7月下旬)、担当職員による現地確認を実施。

○秋田県農山村ふるさと保全検討委員による現地調査

新型コロナウイルス感染拡大の影響により現地調査を中止。

4 評価について

○募集要領第5の2の(2)により評価(別添1のとおり)

○評価は景観(10)、活動状況(20)、PRポイント(20)合計50点満点とし、審議の対象は35点以上

5 認定について

○募集要領第5の2の(1)により委員会で審議し、秋田県農林水産部長が認定

6 認定後のサポート等について（募集要領第6）

○ 認定地域を県のホームページ等でPRし、魅力を積極的に発信することとしており、平成29年度から情報発信推進員を選定して各地域の情報をHPにアップし、県内外にPRする。

○ 認定地域を対象に里地里山に対する県民の理解醸成や訪問者との交流拡大のほか、新たな認定を目指す地域への意欲増進などを目的として、昨年度は「里地里山50カード」を活用した「守りたい秋田の里地里山スタンプラリー」を開催した。（期間：令和元年5月1日～7月31日、応募総数：112名）

今年度については、これまで首都圏を主に行っていた事業のプロモーション活動を県内においても実施することとしている。

○ 県内外の企業や大学等と協働で行う里地里山の保全活動等を支援することとし、平成29年度から秋田の里地里山を守り継ぐプロジェクト事業を実施。

①里地里山のサポート活動支援事業（地域と里地里山サポーターとの協働活動）

→令和元年度まで11地域で活動を実施。

<令和2年度実施予定地域 11地域（新規5地域、継続6地域）>

・新規地域（前山、檜山、綱木沢、東由利宿、椒沢）

・継続地域（大里、大地、黒土、横岡、小沼、三又）

②里地里山の営農継承支援事業（耕作放棄地防止のための賃借料金助成）

→令和元年度まで6地域で活動を実施。

<令和2年度実施地域 4地域（継続4地域）>

・継続地域（横岡、小沼、岩井川、手倉）

○ 棚田地域振興法の成立(R1.6)及び施行(R1.8)を受け、国や関係市町村と連携を強化し、認定地域の一層の振興を図る。（法で定める指定棚田地域への指定と指定棚田地域振興活動計画の策定により、棚田地域における国からの総合的な支援が可能となる。）

7 今後における「守りたい秋田の里地里山50」認定方針について

県内の中山間地域においては、これまで認定された地域のように、地域住民により適正に維持管理された優れた農村景観や、多面的機能を有する農地が数多く存在することから、認定地域数を固定することなく、制度の啓発普及も図りながら募集を継続する計画ある。なお、タイトルである「50」は、50以上の地域を認定することとして設定した目標数字である。

令和2年度「守りたい秋田の里地里山50」募集要領

第1 趣旨

急傾斜地に広がる棚田などの農地は、これまで、地域の先人たちの絶え間ない努力によって保全されてきましたが、急峻・狭小であるなど、地形上、厳しい生産条件の下に置かれているほか、近年の過疎化、高齢化の進行により、維持管理が困難な状況に直面しており、その荒廃が懸念されています。

一方、これらの農地は、冷涼な気候などを活かした多彩な作物の生産地域であるとともに、急峻な地形を巧みに利用した営農の継続を通じて、下流地域での洪水発生抑止や地下水涵養など、単に生産基盤にとどまらない多様な公益的機能を担っていることが再認識されており、県内においても多くの地域で、地域住民が主体となった保全活動が続けられています。

こうしたことから、農山村地域の農地が有する公益的機能を県民共有の財産として次世代に引き継ぐため、地域住民が主体となって優れた景観を維持管理していることに加え、自然・文化・歴史・人など多様な地域資源を活用し、環境・交流活動にも取り組んでいる地域を、「守りたい秋田の里地里山50」として募集します。

県では、認定された地域で取り組まれている活動を優良事例として紹介し、農地の維持・保全の取組に関する普及啓発を行うとともに、その魅力を積極的に発信することによって、これらの農地の維持活動を通じた交流拡大のための取組や、県内外の企業や大学等と協働で行う里地里山の保全活動等を支援することとしています。

なお、「50」は、住民による主体的な保全活動や環境・交流活動に取り組む地域が将来的に県内で50か所以上となるよう目標数値として掲げたものです。

第2 対象地域について

対象とする地域は、次の項目を満たす箇所とします。

- 1 地形勾配が概ね1/20以上の急峻な農地を含み、営農が一体的な1ha以上の広がりがあり、維持管理が行き届いていること。
- 2 地域住民が参加する景観・環境を保全する活動や、地域資源を活かした交流活動などに取り組んでいるか、または予定していること。
- 3 1及び2に準じる地域として当該市町村長が特に認める地域。

第3 応募対象者

- 1 地域住民（自治会等の地元組織）による応募（自薦）
- 2 市町村による応募（他薦）

第4 応募方法

1 地域住民による応募の場合（自薦）

- (1) 募集期間内に、市町村にお申し出ください。
- (2) 申し出を受けた市町村は、内容を精査のうえ、推薦調書（別紙1）を作成して別記様式第1号により所管する地域振興局長を経由し、秋田県農林水産部長に提出してください。

2 市町村による応募の場合（他薦）

募集期間内に、推薦調書（別紙1）を作成して別記様式第2号により、所管する地域振興局長を経由して秋田県農林水産部長に提出してください。

なお、この場合は、地域住民（自治会等地元組織）から、推薦について事前に必ず了承を得てください。

第5 対象地域の確認および認定方法

1 確認方法

第4により推薦された地域については、推薦調書（別紙1）に基づき、地域の状況や特色等について県が現地を確認します。

2 認定方法

- (1) 県の第三者委員会である「秋田県農山村ふるさと保全検討委員会」で審議し、秋田県農林水産部長が認定します。
- (2) 評価する項目については、別紙2によるものとします。

第6 認定された地域のメリット

- 1 県のホームページ等でPRし、魅力を積極的に発信します。
- 2 農林水産部農山村振興課が所管する基金を活用した事業を優先的に進めていきます。
- 3 県内外の企業や大学等と協働で行う里地里山の保全活動等を支援します。
- 4 農地中間管理機構等から新たに農地を借り受ける場合に、借受者が賃借料相当の助成金を受けることができます。
- 5 県の「元気な中山間農業応援事業」の対象地域となります。
- 6 「美しく豊かな農村づくり 写真コンクール」（主催：秋田県土地改良事業団体連合会）の対象地域となります。
- 7 その他

第7 応募期間及び今後のスケジュール

- 1 応募期間 令和2年4月10日（金）～令和2年7月10日（金）
- 2 現地確認 令和2年8月（予定）
- 3 選定地域の決定 令和2年9月（予定）

附 則 本要領は令和2年4月10日から施行する。

【別紙2】

認定地域の評価基準

項目	評価ポイント	配点
景観	<p>地域住民の維持管理による優れた景観であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昔ながらの棚田の景観を保っているもの（不整形田） ・基盤整備されたが、整備後の直線的な美しさ等を有しているもの ・手入れが行き届き美しいもの ・周囲の山や家屋のたたずまいと調和し、いわゆる日本的な風景を感じるものなどを評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常に優れている 10点 ・優れている 7点 ・普通 5点
地域住民の活動状況	<p>地域住民が参加する、景観や環境を保全する活動や、地域資源を活かした交流活動などに取り組んでいる地域、または予定している地域であること。</p>	<p>(1)活動の参加人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落の半数以上が参加 10点 ・集落の3割以上が参加 7点 ・その他（3割未満） 5点 <p>(2)活動の継続年数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年以上 10点 ・3年以上 7点 ・その他（1～2年） 5点
PRポイント (加点)	<p>歴史を有する点や、伝統文化の継承に関する点など幅広く評価できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史を有するもの ・伝統文化の保存に関係しているもの ・特色ある地域資源を有するもの ・地域ぐるみの保全活動を展開しているもの ・地域の人々の暮らしの支えとなっているもの ・他地域にないような農地の景観を有するものなどの項目を評価 	<p>PRポイント1項目5点、満点を20点とする。</p> <p>※（項目数）×5点</p>

※評価は各項目により50点満点とし、「守りたい秋田の里地里山50」認定地域の対象（秋田県農山村ふるさと保全検討委員会の審議対象）は「35点以上」とする。

■令和2年度「守りたい秋田の里地里山50」認定推薦地域 写真(全景)

○上羽立地域(北秋田市桂瀬)



○上田沢地域(仙北市田沢湖田沢)



「守りたい秋田の里地里山50」 認定及び推薦地域位置図

50	上羽立	北秋田市桂瀬
51	上田沢	仙北市田沢湖田沢

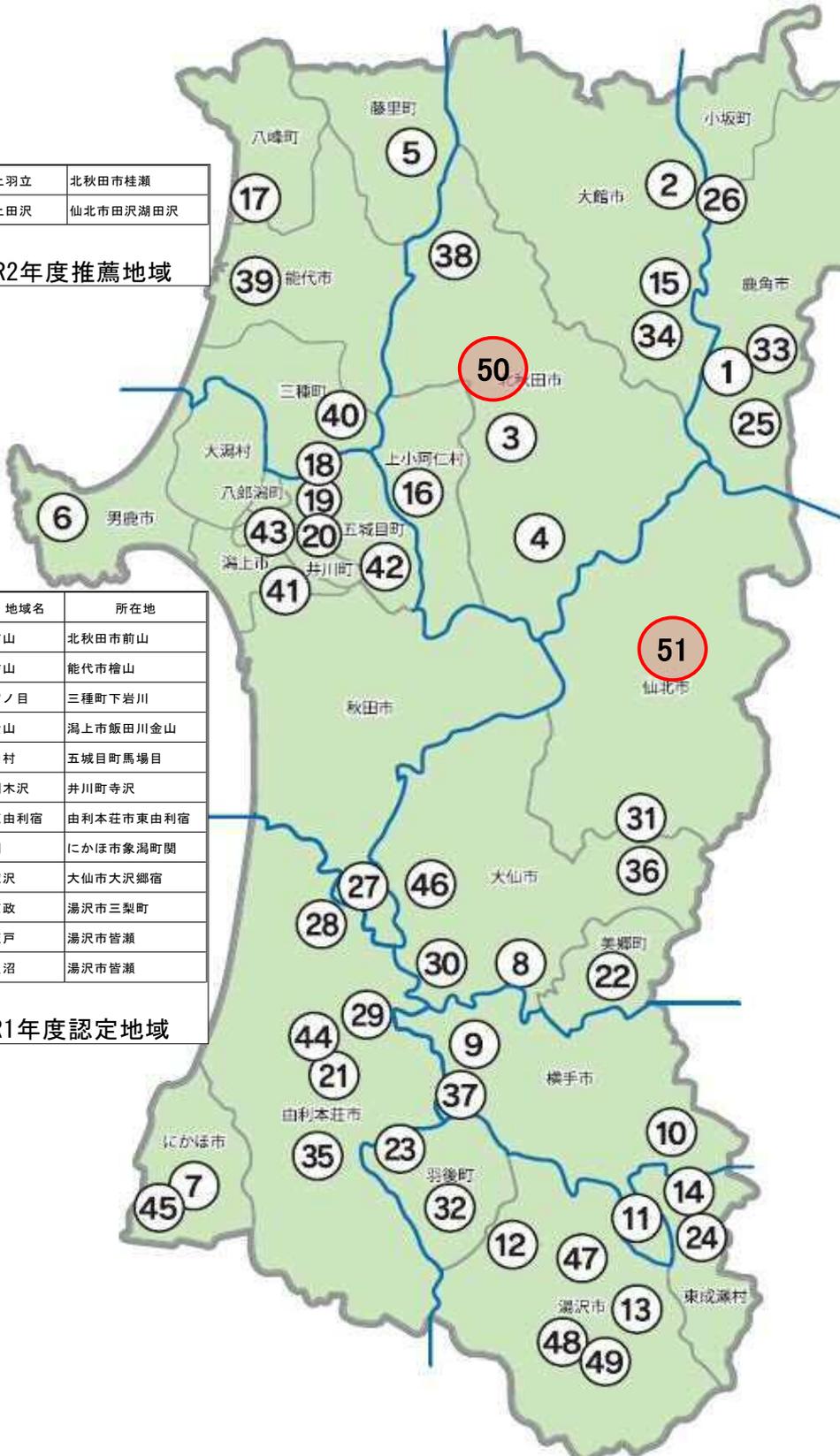
● R2年度推薦地域

No.	地域名	所在地
38	前山	北秋田市前山
39	檜山	能代市檜山
40	宮ノ目	三種町下岩川
41	金山	湯上市飯田川金山
42	中村	五城目町馬場目
43	綱木沢	井川町寺沢
44	東由利宿	由利本荘市東由利宿
45	関	にかほ市象潟町関
46	椒沢	大仙市大沢郷宿
47	京政	湯沢市三梨町
48	板戸	湯沢市皆瀬
49	貝沼	湯沢市皆瀬

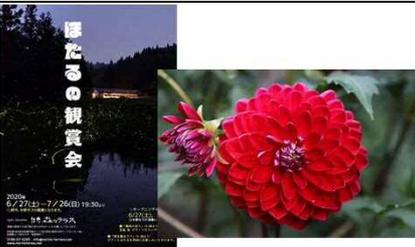
● R1年度認定地域

No.	地域名	所在地
1	小割沢	鹿角市八幡平
2	茂内屋敷	大館市雪沢
3	阿仁小様	北秋田市阿仁
4	阿仁戸島内	北秋田市阿仁
5	横倉	藤里町藤琴
6	安全寺	男鹿市北浦
7	横岡	にかほ市象潟町
8	余目	大仙市内小友
9	塚須沢	横手市大森町
10	三又	横手市市内
11	狙半内	横手市増田町
12	土沢	湯沢市山田
13	中ノ台	湯沢市皆瀬
14	岩井川	東成瀬村岩井川
15	別所	大館市十二所
16	八木沢	上小阿仁村沖田面
17	中台	八峰町峰浜水沢
18	谷地田	五城目町内川浅見内
19	黒土	五城目町内川黒土
20	帝釈寺	五城目町馬場目
21	須郷	由利本荘市東由利
22	七滝	美郷町六郷東根
23	落合	羽後町軽井沢
24	手倉	東成瀬村榎川
25	水沢	鹿角市八幡平
26	大地	小坂町大地
27	萱ヶ沢	秋田市雄和
28	長坂	由利本荘市長坂
29	滝	由利本荘市滝
30	釜坂	大仙市南外
31	白岩	仙北市角館町白岩
32	中飯沢	羽後町飯沢
33	大里	鹿角市八幡平
34	大葛	大館市比内町
35	坂之下	由利本荘市矢島町
36	小沼	大仙市豊岡
37	大沢	横手市雄物川町

- H27年度認定地域
- H28年度認定地域
- H29年度認定地域
- H30年度認定地域



項目		配点		No. 50 上羽立地域(北秋田市桂瀬)		No. 51 上田沢地域(仙北市田沢湖田沢)	
景観	非常に優れている	10	5 / 10	阿仁川と雄大な山々に囲まれた自然豊かな地域であるが、住民による適正な維持管理と、ダリアの植栽による環境保全活動にも取り組んでおり、美しい景観を有している。 しかし、一部で休耕地が発生しており、また地形勾配においても局所的ではあるが緩勾配の区域も見られることから、景観の評価は「普通」。	7 / 10	荷葉岳の裾野に広がる農村地域であるが、地域住民による適正な維持管理が行き届いており、美しい景観を有している。 急傾斜や小面積な農地が多い条件不利地であるが、営農を継承し、休耕・放棄地の発生はなく、景観の評価は「優れている」。	
	優れている	7					
	普通	5					
地域住民の活動状況	(1) 参加人数	集落の半数以上が参加	10	本地域は、地域の農家により組織(任意)する「上羽立保全会」の活動区域である。 集落の半数以上(約53%)が参加し農地の維持保全を行っている。	7 / 10	本地域は、日本型直接支払制度の活動組織「平蔵沢集落協定(中山間)」の活動全区域と「上田沢地区環境保全会(多面的)」の一部区域である。 集落の3割以上(約30%)が参加し農地の維持保全を行っている。	
		集落の3割以上が参加	7				
		その他(3割未満)	5				
	(2) 継続年数	5年以上	10	「上羽立保全会」の前身は、平成19年から平成23年度まで、農地・水・環境保全向上対策制度に取り組んでいた組織「上羽立地区環境整備」であり、補助金による支援は受けていないものの、維持管理活動そのものは継続している。	10 / 10	多面的機能支払制度をH24年度より、また、中山間地域庁直接支払制度をH27年度より開始し、地域の維持管理活動を継続している。	
		3年以上	7				
		その他	5				
P R ポイント	1項目5点、満点を20点とする。 ※(項目数)×5点	15 / 20	地域住民と地域にある造園会社((有)森のテラス)が連携し、農地や山林を含めた里地里山の維持管理により保全している。また、地域では県内の大学生との農地の維持管理を協働で行い、交流も図っている。	15 / 20	近隣地域と田沢地域運営体「荷葉」を組織し、貴重な地域資源を活かした住民が楽しめる活動を実施している。(直売所や農村喫茶の運営など)		
			地域では、農業体験や収穫交流会も企画・実施しており、参加する大学生や首都圏の人々と食を通じた交流を図るほか、里地里山地域の魅力や重要性等について理解醸成も図っている。		田沢地域の土壌でしか栽培することができない幻の野菜「田沢ながいも」(秋田の伝統野菜)の継承に取り組んでいる。 また、「荷葉」が中心となり、首都圏の人々との農業体験(定植・収穫)も実施し交流を図っている。		
			綺麗な水と豊かな自然により、地域には多くの蛍が生息しており、毎年、参加者を募り「ほたるの観賞会」を実施している。また、休耕地を利用した「ダリアの花観賞会」も企画し、来訪者との交流と地域PRも図っている。		豊かな自然環境と綺麗な水を有する本地域には「蛍」が生息しており、毎年、田を飛び交う大群を見ることができる。		
計		40 / 50		39 / 50			

項目	配点	評価点	評価ポイント	写真
景観	非常に優れている 10点 優れている 7点 普通 5点	5点	阿仁川と雄大な山々に囲まれた自然豊かな地域であるが、住民による適正な維持管理と、ダリアの植栽による環境保全活動にも取り組んでおり、美しい景観を有している。 しかし、一部で休耕地が発生しており、また地形勾配においても局所的ではあるが緩勾配の区域も見られることから、景観の評価は「普通」。	
地域住民の活動状況	(1) 活動の参加人数 集落の半数以上が参加 10点 集落の3割以上が参加 7点 その他（3割未満） 5点	10点	本地域は、地域の農家により組織（任意）する「上羽立保全会」の活動区域である。集落の半数以上（約53%）が参加し農地の維持保全を行っている。	
	(2) 活動の継続年数 5年以上 10点 3年以上 7点 その他 5点	10点	「上羽立保全会」の前身は、平成19年から平成23年度まで、農地・水・環境保全向上対策制度に取り組んでいた組織「上羽立地区環境整備」であり、補助金による支援は受けていないものの、維持管理活動そのものは継続している。	
P R ポイント	1項目5点、満点を20点とする。 ※（項目数）×5点	15点	地域住民と地域にある造園会社（有）森のテラス）が連携し、農地や山林を含めた里地里山の維持管理を実施・保全している。また、地域では県内の大学生との農地の維持管理を協働で行い、交流も図っている。	
			地域では、農業体験や収穫交流会も企画・実施しており、参加する大学生や首都圏の人々と食を通じた交流を図るほか、里地里山地域の魅力や重要性等について理解醸成も図っている。	
			綺麗な水と豊かな自然により、地域には多くの蛍が生息しており、毎年、参加者を募り「ほたるの観賞会」を実施している。また、休耕地を利用した「ダリアの花観賞会」も企画し、来訪者との交流と地域PRも図っている。	
計		40点		

項目	配点	評価点	評価ポイント	写真
景観	非常に優れている 10点 優れている 7点 普通 5点	7点	荷葉岳の裾野に広がる農村地域であるが、地域住民による適正な維持管理が行き届いており、美しい景観を有している。 急傾斜や小面積な農地が多い条件不利地であるが、営農を継承し、休耕・放棄地の発生はなく、景観の評価は「優れている」。	
地域住民の活動状況	(1) 集落の半数以上が参加 10点 集落の3割以上が参加 7点 その他（3割未満） 5点	7点	本地域は、日本型直接支払制度の活動組織「平蔵沢集落協定（中山間）」の活動全区域と「上田沢地区環境保全会（多面的）」の一部区域である。 集落の3割以上（約30%）が参加し農地の維持保全を行っている。	
	(2) 5年以上 10点 3年以上 7点 その他 5点	10点	多面的機能支払制度をH24年度より、また、中山間地域庁直接支払制度をH27年度より開始し、地域の維持管理活動を継続している。	
P R ポイント	1項目5点、満点を20点とする。 ※（項目数）×5点	15点	近隣地域と田沢地域運営体「荷葉」を組織し、貴重な地域資源を活かした住民が楽しめる活動を実施するなど、地域活性化を図っている。（地域農産物の直売所や農村喫茶の運営など）	
			田沢地域の土壌でしか栽培することができない幻の野菜「田沢ながいも」（秋田の伝統野菜）の継承に取り組んでいる。 また、「荷葉」が中心となり、首都圏の人々との農業体験（定植・収穫）も実施し交流を図っている。	
			豊かな自然環境と綺麗な水を有する本地域には「蛍」が生息しており、毎年、田を飛び交う大群を見ることができる。	
計		39点		